

## 鈴峰ホースパーク拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

### (総括事項)

- 1** 環境影響評価準備書の作成までに、環境影響評価の項目及び手法の選定等に関し、新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定項目及び手法を見直したうえで、追加の調査、予測及び評価を行うこと。
- 2** 今後、環境保全措置の検討にあっては、移植等の代償措置ではなく、環境影響の回避・低減を優先的に検討すること。なお、代償措置を行う場合は、環境影響の緩和に向けて、具体的な措置方法を入念に検討したうえで、丁寧に実施すること。
- 3** 最新の知見を活用したうえで、環境影響の調査・予測・評価を行うこと。
- 4** 事業の実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響を回避または極力低減できるよう、適切な環境保全措置を講じるとともに、地域住民等と十分なコミュニケーションを図り、理解を得るよう努めること。

### (個別的事項)

#### **1 大気質・騒音・振動**

- (1) 工事中における工事用車両等については、低公害型の機械を導入することや、走行に伴う大気汚染、騒音・振動を極力低減させるなど、既設事業時の環境保全措置を踏まえて適切な対策を講じ、周辺住居等に対して十分な配慮を行うこと。
- (2) 供用時において、周回馬場の利用等により生じ得る粉じんについては、主風向や土地改変による影響等を踏まえ、適切に飛散防止対策を講じること。

#### **2 悪臭**

保管される馬糞に対して、悪臭測定を行う場合にあっては、季節変動や日光による影響等に配慮するなど、適切な方法及び環境条件下で測定すること。

#### **3 水質**

- (1) 造成時に生じる濁水対策として、十分な容量を有する沈砂池を設置することや、当該沈砂池の堆砂状況を定期的に監視・管理するなど、事業区域の下流側に対して環境保全上の支障が生じないよう、適切な排水管理を行うこと。
- (2) 供用時に生じる汚水について、事業区域の下流側の環境に影響が生じないよう、排水処理施設や調整池を適切に管理すること。

(3) 施設の供用時においては、有害項目にあたる窒素化合物を含む排水が生じることから、環境影響評価項目に水質を追加し、当該事項について調査・予測・評価を行うこと。

#### **4 陸生生物・水生生物・生態系**

(1) 調査の実施にあつては、現状の生息環境を丁寧に把握し、既存の文献資料・マニュアルを十分に活用したうえで、その環境に応じた調査方法を適切に設定すること。

(2) 現地調査において、重要種の生息・生育が確認された場合は、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

#### **5 廃棄物**

馬糞等の保管にあつては、飛散及び流出並びに悪臭の発生及び汚水の地下浸透が生じないよう、屋根付きの貯留施設で保管するなど、適切に管理すること。また、馬糞等が有価物として販売できない場合を含め、生じた廃棄物は適正に処分すること。

#### **6 温室効果ガス**

温室効果ガス排出量の削減に向けて、低炭素型の重機・工事車両を選定することや、可能な限り稼働時間を削減するなど、温室効果ガスによる影響の回避または低減に係る措置が適切に講じられているか丁寧に評価すること。